

令和5年11月10日  
危機対策課原子力安全対策室  
室長 小坂 幸生  
県庁内線 4310  
外線直通 076-225-1465

## 「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への 連絡基準に係る覚書」に基づく連絡について

昨晚、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」に基づき、「連絡区分Ⅲ」に該当する事象として、下記2件の連絡があった。いずれの事象も外部への放射能の影響はない。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP <https://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

### 記

- 1 事 象：志賀原発2号機主蒸気隔離弁※制御装置の不具合  
(※原子炉からタービンへ蒸気を送る配管の弁)  
発生日：10月10日  
原 因：弁の開閉を制御する装置の基板故障  
対 応：当該制御装置は、原発稼働時のみ使用する装置であり、稼働前の更新等に併せて取替予定
- 2 事 象：固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶の腐食  
発生日：10月12日  
原 因：廃棄物中の液体によるもの  
対 応：ドラム缶の外観検査範囲の拡大、廃棄物の厳格な分別